

令和 9 年度

# 税制改正要望事項

# 2026

指定都市市長会

令和 8 年 10 月

# 目 次

## 《制度改正》

|    |                                        |    |
|----|----------------------------------------|----|
| 1  | 個人住民税の充実強化                             | 1  |
| 2  | ふるさと納税制度の見直し                           | 4  |
| 3  | 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額等に係る還付金の返戻請求手続の適正化 | 7  |
| 4  | 法人住民税の拡充強化                             | 8  |
| 5  | 固定資産税の安定的確保                            | 12 |
| 6  | 土地の負担調整措置における負担水準の均衡化                  | 13 |
| 7  | 登記所から市町村長への通知事項におけるマイナンバーの追加           | 14 |
| 8  | 償却資産課税制度の堅持                            | 15 |
| 9  | 自動車関係諸税の見直しにおける地方自治体への配慮               | 16 |
| 10 | 地方たばこ税制度の堅持                            | 20 |
| 11 | 地方消費税の充実                               | 21 |
| 12 | 定額課税の見直し                               | 23 |
| 13 | 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適正化                | 24 |
| 14 | 地方税制に関する指定都市の意見の反映                     | 27 |

## 《運用改正》

|    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 15 | 税務システムの標準化への対応         | 28 |
| 16 | 地方税務手続のデジタル化の推進        | 30 |
| 17 | 地域決定型地方税制特例措置の整理合理化    | 32 |
| 18 | 評価基準改正告示時期の早期化         | 33 |
| 19 | 家屋の評価方法の簡素化            | 34 |
| 20 | 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化 | 35 |

# 01 個人住民税の充実強化

## 個人住民税の一層の充実及び安定的確保

- 1 市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。  
また、国の経済対策等に用いることなく、安定的な確保を図ること。

### <現状と理由>

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村への配分割合は低い状況で推移している。

また、令和6年度に講じられた個人住民税の定額減税のように、国の経済対策等にこれを用いることは、地方の税財源の安定性のみならず、地方の自主性をも損なうものである。

## 個人住民税の課税ベースの拡大

- 2 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。

### <現状と理由>

少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響に留意しつつも課税ベースの拡大を図る必要がある。

## 個人住民税制度の整理合理化

### 3

累次の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう、整理合理化を図ること。

#### <現状と理由>

個人住民税の制度は、平成19年度に導入された調整控除や、令和3年度から導入された所得金額調整控除等、累次の税制改正により複雑化しているため、納税者にとって理解しづらい仕組みとなっている。

## 個人所得課税の見直しにおける地方自治体への配慮

### 4

「年収の壁」の更なる見直しや「給付付き税額控除」の導入を含めた個人所得課税の見直しに当たっては、地方自治体の財源確保に配慮し、減収が生ずる場合は、地方交付税原資の減少分も含め国の責任において適切に補填すること。

また、安定的な行政サービスの提供に支障が生じないように、慎重な議論を行うとともに、事務手続きを含め、制度設計の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させ、地方自治体にとって負担の少ない制度とすること。

#### <現状と理由>

いわゆる「年収の壁」については、令和7年度及び令和8年度税制改正において個人住民税の給与所得控除の見直し等が実施されたが、今後も個人住民税の非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討するとされている。また、「給付付き税額控除」の導入について議論がなされているが、実施に当たっては、地方自治体において相当の事務負担が生ずることが懸念される。

こうした個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方自治体の提供する行政サービスの財源確保の面から重要な税であり、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、減収とならないよう配慮し、地方自治体に減収が生ずる場合は、代替となる財源を確保する必要がある。

加えて、地方自治体の実施体制整備に必要な期間を十分確保した上で国が適切に支援するなど、行政サービスの提供に影響を及ぼすことのないようにするとともに、実務上の問題点等を整理するため、賦課徴収の現場を知悉している指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

## 資産性所得課税の見直し

5

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、地方の配分割合を拡充すること。

なお、金融所得課税について見直しを行う際は、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保はもとより、地方財源の確保についても十分に留意すること。

### <現状と理由>

現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっている。

加えて、令和8年度税制改正では、特定暗号資産の譲渡所得等についても分離課税（所得税率15%、個人住民税率5%）の対象とすることとされ、給与所得等に係る税率よりも低い税率が適用される資産性所得がさらに拡大している。

なお、金融所得課税については、令和5年度及び令和8年度税制改正において、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、所得税について一定の措置が講じられたものの、高所得者層の税負担のあり方にはなお課題があることから、国において引き続き見直しを検討すべきである。

### 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

|                   |               | 税率                             |                              |
|-------------------|---------------|--------------------------------|------------------------------|
|                   |               | 所得税                            | 個人住民税                        |
| 給与所得等その他の所得（総合課税） |               | 最低 5%、最高 45%                   | 10%                          |
| 預貯金・一般公社債等の利子等    |               | 15%                            | 5%                           |
| 配当等               | 上場株式等         | 15%                            | 5%                           |
|                   | 上場株式等以外（総合課税） | 最低 5%、最高 45%                   | 10%                          |
| 株式等譲渡所得           |               | 15%                            | 5%                           |
| 土地等譲渡所得           | 長期保有・一般       | 15%                            | 5%                           |
|                   | 長期保有・優良宅地等    | ～2,000 万円：10%<br>2,000 万円超：15% | ～2,000 万円：4%<br>2,000 万円超：5% |
|                   | 短期保有          | 30%                            | 9%                           |
| 先物取引              |               | 15%                            | 5%                           |
| 特定暗号資産（※）         |               | 15%                            | 5%                           |

総合課税の税率（10%）よりも低い！

※改正金融商品取引法の施行を前提とした措置

## 02 ふるさと納税制度の見直し

### ふるさと納税制度の更なる見直し

#### 1 ふるさと納税制度について、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に係る上限の引下げなどの更なる見直しを行うこと。

##### <現状と理由>

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、一部の地方自治体で過度な返礼品が設けられたことにより返礼品を目的とした寄附者が増加した。その結果、都市部の税収減に大きく作用し、指定都市における税額控除額は全国の市町村の3分の1超を占めており、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

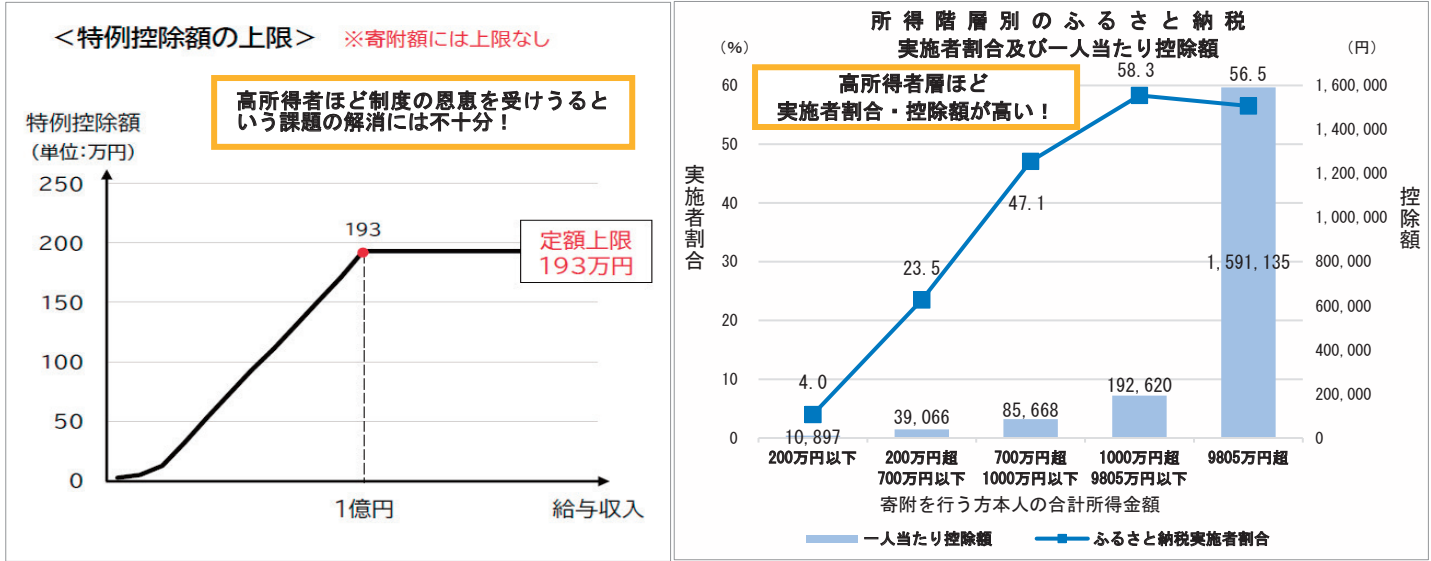
過度な返礼品の防止として、令和元年度税制改正において、返礼品は、その調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされたが、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

令和8年度税制改正において、特例控除額に定額の上限（指定都市における市民税の場合154万4千円）が設けられたが、依然として指定都市の税収減が大きいことや高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題の解消には不十分であることから、これを更に引き下げる（例えば指定都市における市民税の場合10万円）など、より本来の趣旨に沿った制度となるよう、見直しを行うべきである。

ふるさと納税制度による個人住民税の寄附金税額控除額

| 区 分     | 令和 6 年度           | 令和 7 年度           | 令和 8 年度           |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全 国     | 7,682 億円 (487 億円) | 8,710 億円 (574 億円) | 9,524 億円 (637 億円) |
| 都道府県分   | 2,651 億円 (169 億円) | 3,009 億円 (198 億円) | 3,291 億円 (220 億円) |
| 市区町村分   | 5,031 億円 (318 億円) | 5,701 億円 (376 億円) | 6,233 億円 (417 億円) |
| うち指定都市分 | 1,681 億円 (105 億円) | 1,892 億円 (125 億円) | 2,063 億円 (139 億円) |

注 1 各年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果（総務省ホームページ掲載）を基に作成  
2 括弧内はふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額



注 1 令和 8 年 3 月 24 日 令和 7 年度地方財政審議会資料より引用  
2 定額上限 193 万円とは、独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）で給与収入 1 億円の方が 438 万円寄附した場合の特例控除額  
3 定額上限 193 万円には道府県民税分（指定都市に住所を有する者の場合、38 万 6 千円）を含む  
注 1 指定都市による調査結果（令和 7 年度課税分）を基に作成  
2 控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額  
3 実施者の割合は、所得階層別の納税義務者全体に対する割合

特例控除額の上限設定による影響額の試算（指定都市分）

| 特例控除額に係る上限額      | 5 万円   |          | 10 万円  |          | 15 万円  |          | 154 万 4 千円 |          |
|------------------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|------------|----------|
| 影響を受ける人の割合       | 24%    |          | 8%     |          | 4%     |          | 0.03%      |          |
| 令和 7 年度減収額 (a)   | 基本控除額分 | 特例控除額分   | 基本控除額分 | 特例控除額分   | 基本控除額分 | 特例控除額分   | 基本控除額分     | 特例控除額分   |
|                  | 249 億円 | 1,517 億円 | 249 億円 | 1,517 億円 | 249 億円 | 1,517 億円 | 249 億円     | 1,517 億円 |
| 上限を設けた場合の減収額 (b) | 118 億円 | 923 億円   | 167 億円 | 1,043 億円 | 189 億円 | 1,280 億円 | 239 億円     | 1,490 億円 |
| 影響額 (a) - (b)    | 131 億円 | 594 億円   | 82 億円  | 474 億円   | 60 億円  | 237 億円   | 10 億円      | 27 億円    |

注 1 令和 7 年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果及び指定都市による調査結果を基に作成  
2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額（ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く）  
3 影響を受ける人の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

## ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止

2

ふるさと納税ワンストップ特例制度について、既にマイナポータルと連携した確定申告が可能になっていること等を踏まえ、直ちに廃止すること。

また、廃止までの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。

### <現状と理由>

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も廃止されていない。

そのため、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより、本来、国が負担すべき減収分を地方自治体が肩代わりする状況が続いている。

## ふるさと納税制度に係る地方自治体のポータルサイト事務手数料負担の縮減

3

地方自治体がポータルサイト運営事業者に支払う手数料について、引き続き国から各運営事業者に対し、縮減に向けた取組を強く促すこと。

また、国は、地方自治体が負担する手数料の縮減について必要な措置を講ずること。

### <現状と理由>

令和7年度に国が行ったふるさと納税に関する現況調査によると、令和6年度に地方自治体がポータルサイト運営事業者に支払った手数料等は1,379億円と寄附受入れ額の11.5%に達している。ふるさと納税として受け入れた寄附金については、税制上の控除を利用して集められた公金であり、地方自治体における行政サービスの充実や地域振興のために活用されるべきであるが、このふるさと納税の寄附のうち相当の額がポータルサイト運営事業者など外部の事業者に出回っている。そのため、令和8年5月には、国からポータルサイト運営事業者に対して要請が行われたが、手数料の縮減を図るため、引き続き、国がポータルサイト運営事業者に対して強く促すことが必要である。

このことに加えて、国は、手数料の上限設定など地方自治体の手数料負担の縮減に必要な措置を講ずるべきである。

## 03 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額等に係る還付金の返戻請求手続の適正化

配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合は、返戻すべき還付金相当額を強制徴収公債権として国税徴収法の例により徴収できるよう法制化すること。

### <現状と理由>

前年において配当割又は株式等譲渡所得割を課された所得割の納税義務者が、翌年に一定の個人住民税の申告を行ったことにより、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付を受けた後に、再賦課決定により、当該還付金の返戻が必要となった場合は、民法上の不当利得として非強制徴収公債権と取り扱わざるを得ず、回収に苦慮している状況である。

このことから、返戻すべき還付金相当額を強制徴収公債権として国税徴収法の例により徴収できるよう、法制化を求めるものである。

## 04 法人住民税の拡充強化

### 法人住民税の配分割合の拡充

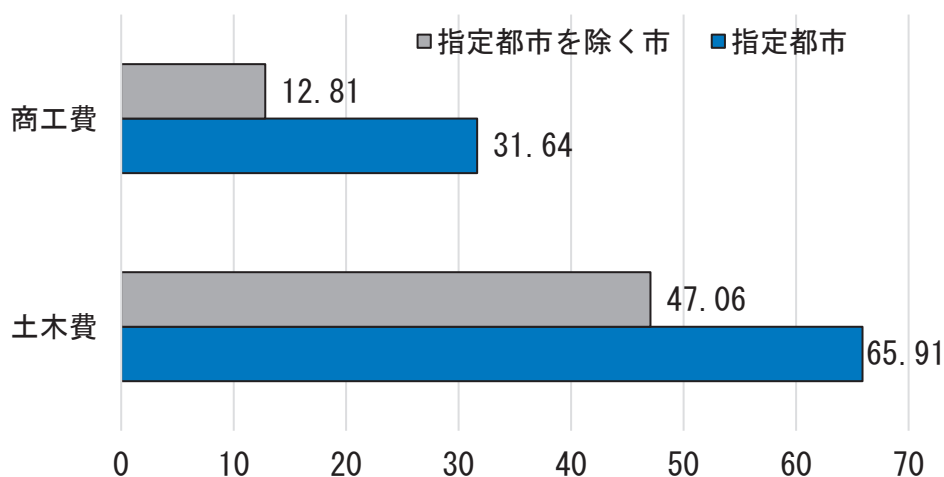
- 1 都市税源である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

#### <現状と理由>

指定都市は圏域の中核都市としての役割を担っており、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているため、都市税源である法人住民税は重要な税源である。

法人は、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受している。しかしながら、法人所得課税のうち、法人住民税の市町村への配分割合は、4.4%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている。

## 法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（１人当たり歳出額）



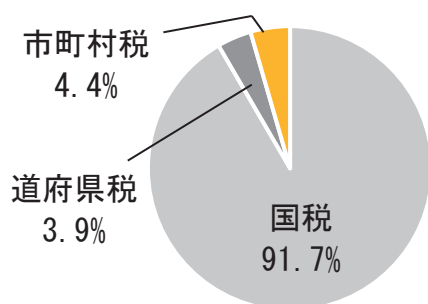
産業と人口が集積する指定都市では、その他の市と比べて商工費・土木費の歳出が多い！

注 令和６年度市町村別決算状況調

(千円)

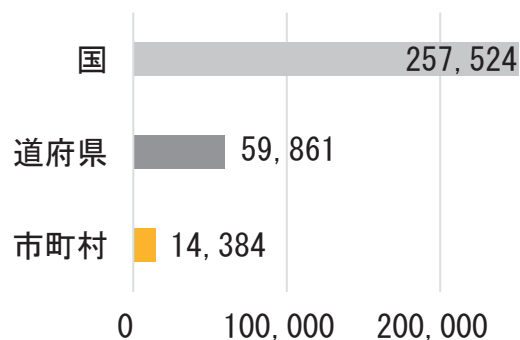
## 法人所得課税の配分割合（実効税率）

(令和８年４月１日時点)



法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低い！

## 法人所得課税の収入額（令和８年度）



(億円)

注１ 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

注２ 資本金が１億円を超える法人を対象とした場合である。

注３ 国税のうち法人税の 33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。

注４ 道府県税のうち法人事業税の 7.7%が市町村に交付されている。

注１ 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

注２ 国は法人税、地方法人税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。

注３ 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

## 地方法人税制度の見直し

### 2

地方法人税は、受益と負担の關係に反する不適切な制度であり、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うよう見直すこと。

#### <現状と理由>

法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。

なお、応益負担の原則に沿った、真の分権型社会の実現に資する地方法人税制度の見直しが図られるまでの間は、法人住民税の減収分の補填措置として創設された法人事業税交付金が減少することのないよう確保されるべきであり、令和8年度与党税制改正大綱において言及されている法人事業税の見直しの検討に当たっては、市町村に及ぶ影響に十分配慮する必要がある。

#### 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

##### 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

##### 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

##### （3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

（略）

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

## 新たな国際課税ルールに係る適切な地方への配分

### 3

新たな国際課税ルールへの対応に関して、第1の柱については、課税権の配分の基準となる売上は、地方自治体が提供するインフラ等を基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業も地方自治体の行政サービスの便益を受けていることから、適切な地方への配分となるよう検討を行うこと。

#### <現状と理由>

令和8年度与党税制改正大綱において、「第1の柱」に関する地方自治体の課税のあり方や、既に法制化されている「第2の柱」の見直しについて検討することが言及されている。国においてこれらを検討する際は、地方への配分に十分留意する必要がある。

#### 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

##### 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

##### 4. 公平かつ円滑な納税のための環境整備

##### （6）国際課税（経済のグローバル化・デジタル化への対応）

B E P S（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトを主導してきたわが国にとって、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策）の実施に向けた取組みを進めることは重要である。

このうち、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り早急に見直しを検討する等、議論の状況を踏まえて今後対応を検討する。あわせて、令和8年度税制改正において、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和8年度税制改正においても引き続き見直しを行うとともに、令和9年度以降の税制改正においても必要な見直しの検討を行う。

「2本の柱」の解決策のうち「第1の柱」については、（中略）地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。

（略）

# 05 固定資産税の安定的確保

## 固定資産税の安定的確保

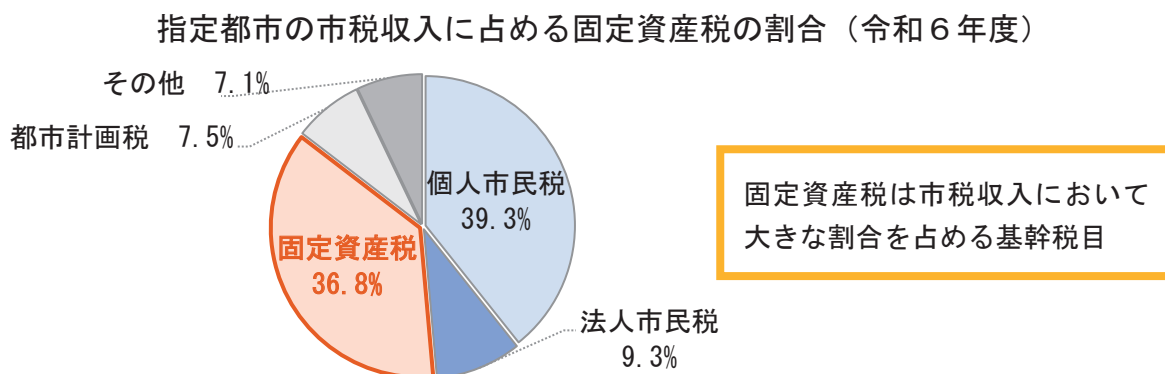
1

固定資産税については、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

### <現状と理由>

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目である。

国の経済対策等にこれを用いることは、地方の税財源の安定性を損なうものであることはもとより、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにもつながることから、令和3・4年度税制改正における土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例のような制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。



## 固定資産税の税負担軽減措置の抜本的見直し

2

新築住宅に係る減額措置その他の固定資産税の非課税、課税標準の特例、減額措置等について、政策効果等を十分検証し、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行うこと。

### <現状と理由>

多岐にわたる固定資産税の税負担軽減措置等について、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方の自主性・自立性の確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

現状、住宅ストックの充足や空き家問題が深刻化している中で、全ての新築住宅に対して一律に支援を継続する必要があるか十分に検証した上で、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、社会経済の情勢等を踏まえた検討を行うべきである。

# 06 土地の負担調整措置における負担水準の均衡化

基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目である固定資産税については、公平かつ簡素な制度であることが求められることから、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るために、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止して、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

また、現行の負担水準の下限（20%）の段階的な引上げや、課税標準額の加算率（5%）の見直しなど、納税者負担の影響等も勘案しつつ、昨今の地価上昇に伴う負担水準のばらつきに対応した措置を検討すること。

## <現状と理由>

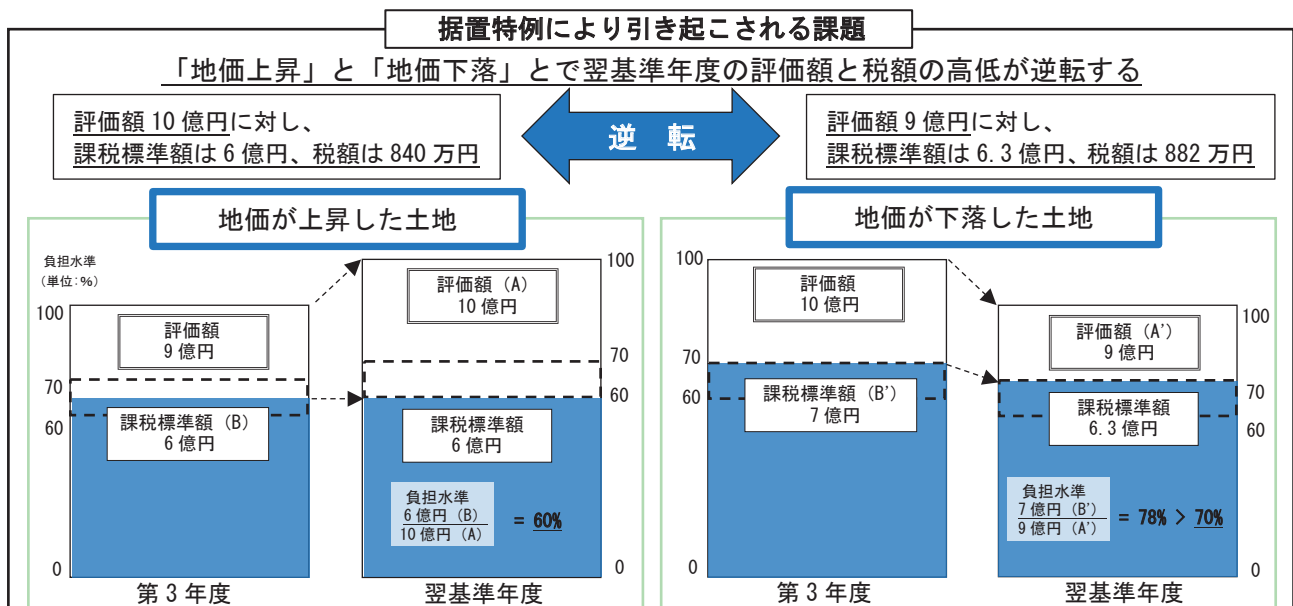
平成24年度税制改正において、住宅用地の据置特例は経過措置を経て平成26年度に廃止された。

一方、商業地等については、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を60%から70%の据置ゾーンに収斂させることを重視した据置特例が引き続き講じられている。

その結果、据置特例が存在することで、地価が上昇している場合には負担水準60%に、地価が下落している場合には負担水準70%に収斂され、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内において税負担の不公平な状態を固定化しているとともに納税者にとって分かりにくい制度となっている。

加えて、現行制度では宅地等の負担水準の下限が20%であることや、課税標準額の加算率が5%に留まっていることから、負担水準の均衡化までに時間を要する状況となっており、負担水準の均衡化が十分に図られていない状況にある。

このため、安定的な財源を確保しつつ、公平かつ簡素な制度とする必要がある。



## 07 登記所から市町村長への通知事項におけるマイナンバーの追加

**登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加すること。**

### <現状と理由>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、固定資産課税台帳に納税義務者のマイナンバーを記載することとされた。この法律の目的の一つは、他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにすることにより、行政運営の効率化を図ることである。

市町村は、基本的に登記所からの通知に基づき、固定資産課税台帳に所有者等を登録しているが、登記事務においてマイナンバーを利用することは認められていないことから、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、当該通知に記載されている登記名義人の情報は住所及び氏名のみであるため、マイナンバーを特定する事務の手間が生じている。

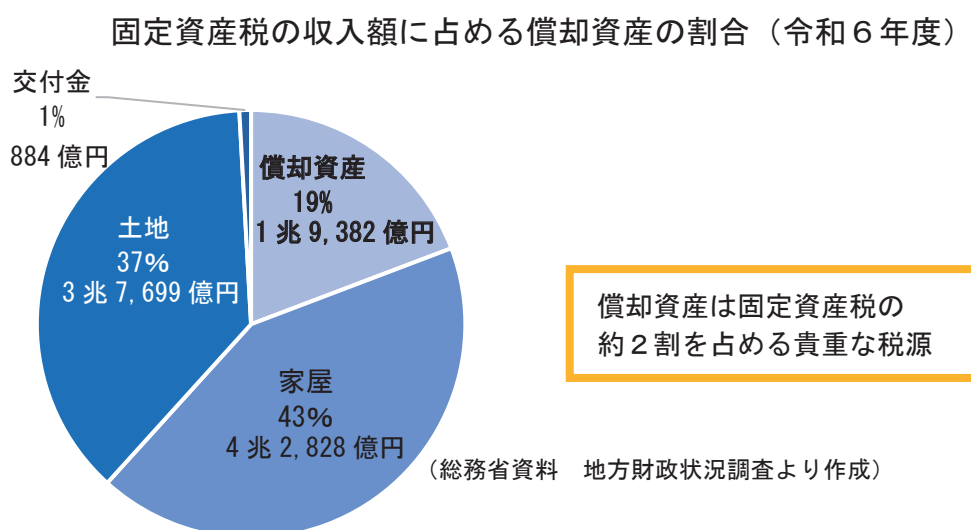
したがって、固定資産課税台帳へのマイナンバーの記載を正確かつ効率的に実施するため、登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加する必要がある。

# 08 償却資産課税制度の堅持

## 1 償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

### <現状と理由>

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを受けていることに対する応益負担であり、市町村全体で約1.9兆円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがし、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源の安定性を損なうものである。



### 経済対策としての税負担軽減措置の廃止

2 令和5年度税制改正において時限的に創設され、令和7年度税制改正において適用期限を2年延長することとされた「中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置」については、延長、拡充等を行わず、期限の到来をもって確実に終了し、期限終了後に類似した特例措置の創設等は断じて行わないこと。

### <現状と理由>

国の経済対策の一環としての償却資産に係る設備投資の特例については、本来、臨時・異例の措置であるにもかかわらず、従来から、類似した特例措置の創設等が繰り返されている。

# 09 自動車関係諸税の見直しにおける地方自治体への配慮

## 車体課税の見直しにおける市町村税財源の確保

1

自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分について、安定的な代替税財源を早急に確保するとともに、それまでの間、国の責任において、適切な補填措置を確実に講ずること。

また、軽自動車税及び自動車重量税のあり方の検討に当たっては、市町村に減収が生ずることのないよう、十分に配慮すること。

### <現状と理由>

令和8年度税制改正において、自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止について下記のとおり定められている。自動車税・軽自動車税の環境性能割は、市町村にとって貴重な安定財源となっていたことから、国・道府県道の管理分として指定都市に措置されている特例分も含め、代替税財源を早急に確保する必要がある。

また、令和8年度与党税制改正大綱において、車体課税の見直しについて下記のとおり言及されている。軽自動車税及び約4割が市町村に譲与されている自動車重量税の見直しに当たっては、市町村に及ぶ影響に十分配慮する必要がある。

地方税法等の一部を改正する法律〔法律第二号（令八・三・三一）〕（抄）

（自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源の確保）

第二十二条 国は、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の廃止による地方税の減収に係る安定財源を確保するための具体的な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置が講ぜられるまでの間、同項の地方税の減収により地方団体の財政運営に支障を生ずることのないよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

令和8年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

（略）

（2）環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については（中略）令和8年3月31日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

(略)

(3) 自動車税及び軽自動車税のあり方

令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

(略)

(4) エコカー減税の見直し

(中略) 今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

(略)

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和 9 年度税制改正において法制化する。

## 燃料課税の見直しにおける地方財政への配慮

**2** いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止に伴う地方税の減収分について、恒久的な安定財源を早急に確保するとともに、それまでの間、国の責任において適切な補填措置を講ずるなど、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮すること。

### <現状と理由>

令和8年度与党税制改正大綱及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律において、ガソリンの暫定税率の廃止に伴う安定財源の確保について下記のとおり言及されている。地方揮発油譲与税及び軽油引取税交付金は大都市特例事務に係る税制上の措置の大部分を占めていることから、これらを含めた減収分に対して代替となる安定的な財源を確保する必要がある。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律〔令和7年法律第81号〕（抄）

（安定財源の確保の方針）

第六条 国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

（略）

二 （注略）安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を目途に結論を得ること。

三 地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応すること。

令和8年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

7. 揮発油税等の当分の間税率廃止及びいわゆる教育無償化に係る財源確保

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率廃止（以下、「当分の間税率廃止」という。）については、令和7年11月5日の与野党6党合意に示された方針の下、安定財源を確保する必要がある。

（略）

これに加え歳出改革等の努力による財源捻出によってもなお不足する財源については、（中略）安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

地方の安定財源については、上記の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

## 自動車関係諸税のあり方の検討における地方自治体の意見の反映

### 3 自動車の関係諸税の総合的な見直しに当たっては、地方の税財源を安定的に確保していくことを前提に、地方自治体の事務負担や準備期間の確保等に配慮し、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。

#### <現状と理由>

令和8年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税の見直しについて下記のとおり言及されている。

見直しに当たっては、自動車関係諸税が脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方の税財源を安定的に確保する必要がある。

また、見直しに当たっては、課税庁である地方自治体や関係機関の課税実務等に支障が生じないように、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

#### 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

##### 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

##### 5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

##### （1）見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① C A S Eに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする

（略）

##### （3）自動車税及び軽自動車税のあり方

令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

その際、以下の点に留意するものとする。

（略）

- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

（略）

# 10 地方たばこ税制度の堅持

地方自治体にとって貴重な一般財源である地方たばこ税について、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、現行制度を堅持すること。

## <現状と理由>

望まない受動喫煙の防止と地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点からの分煙施設の整備については、令和8年度与党税制改正大綱において、地方自治体に対し、より一層の促進が言及されているところである。

一方、地方たばこ税については、地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行制度を堅持する必要がある。

### 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

#### 第一 令和8年度税制改正の基本的考え方等

#### 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

##### （4）屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

# 11 地方消費税の充実

## 地方消費税の充実

- 1 都市税源である地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

### <現状と理由>

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源である。

また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源である。

## 消費税率の見直しにおける地方自治体への配慮

- 2 地方の重要な財源である消費税及び地方消費税について、今後、税率の引下げが行われる場合には、国の責任において適切な補填措置を講ずるなど地方財政に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮すること。

### <現状と理由>

地方消費税は都市税源であるとともに、消費税及び地方消費税は、合わせてその約4割が地方の財源となっており、社会保障の安定財源を確保する上でも重要な財源となっている。

今後、社会保障需要の増大が見込まれる中、持続可能な地方税財政基盤の確立に向け、消費税及び地方消費税は重要な役割を担っている。

## 賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大における意見の反映

### 3

納税相談を伴う申告書の収受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大について、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。

また、当面の収受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援を行うこと。

#### <現状と理由>

いわゆる税制抜本改革法（国税）第7条第1号リにおいて、消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方自治体の役割の拡大について、下記のとおり検討することとされている。検討に当たっては、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

#### 税制抜本改革法（抄）

##### 第7条第1号

リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

# 12 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の歳出が増加している現状に鑑み、財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

## <現状と理由>

特別とん税や法人市民税（均等割）等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

昭和30年度を基準とした税率の伸び率は、一人当たりの国民所得等の伸び率と比べ非常に低い状態である。

令和8年度税制改正において、一部の税制上の基準額や免税点等の見直しが行われたが、市町村の財源確保や物価上昇に応じた税負担の適正化の観点から、定額課税の税目に係る税率についても、適時に必要な見直しを検討する必要がある。

### 相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

|            |                |      |
|------------|----------------|------|
| 特別とん税      | 昭和39年度から63年間据置 |      |
| 法人市民税（均等割） | 昭和59年度から43年間据置 | （注1） |
| 事業所税（資産割）  | 昭和61年度から41年間据置 |      |
| 個人市民税（均等割） | 平成8年度から31年間据置  | （注2） |

注1 従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

注2 平成26年度から令和5年度までは、臨時特例により3,500円である。

## 税率と国民所得等の伸び率の比較

| 区分          |                | 昭和30年度を基準とした<br>令和6年度の伸び率 |      |
|-------------|----------------|---------------------------|------|
| 税率          | 特別とん税          | 2倍                        | （注1） |
|             | 法人市民税<br>（均等割） | 21～1,250倍                 |      |
|             | 事業所税<br>（資産割）  | 2倍                        | （注2） |
|             | 個人市民税<br>（均等割） | 5倍                        |      |
| 1人当たりの国民所得  |                | 48倍                       |      |
| 1人当たりの地方歳出額 |                | 75倍                       |      |
| 1人当たりの消費支出  |                | 22倍                       |      |

1人当たりの  
国民所得等と  
比べると伸び  
が非常に低い！

注1 特別とん税については、昭和32年創設時からの伸び率である。

注2 事業所税（資産割）については、昭和50年創設時からの伸び率である。

# 13 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適正化

## 特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施

**1** 65歳以上の年金受給者について、納税の利便性を確保するため、まずは公的年金からの特別徴収の決定後に公的年金特別徴収が停止した場合、普通徴収となる公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

また、さらなる納税の利便性向上のため、公的年金からの特別徴収の対象とならない給与からの特別徴収の対象者である場合、公的年金等の所得に係る税額について給与から特別徴収できるよう見直しを行うこと。

### <現状と理由>

65歳未満の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者は、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができる。

しかしながら、介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができず、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。

なお、特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施に当たっては、税務システムの標準化を踏まえた地方自治体の実情に応じて柔軟な対応が必要である。

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができない。

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者については、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。

納税の利便性を確保するため、  
公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者について、  
公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収できるようにすること。

## 年金保険者による市町村に対する通知の早期化

2

年金保険者は年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知すること。

### <現状と理由>

年金保険者は、年金受給者に関する情報を、5月25日までに市町村に通知しなければならないと地方税法で規定されているが、市町村は、納税通知書（兼税額決定通知書）を、6月中旬（納期限の10日前）までに納税義務者に交付しなければならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。

## 年金保険者による早期の特別徴収の停止

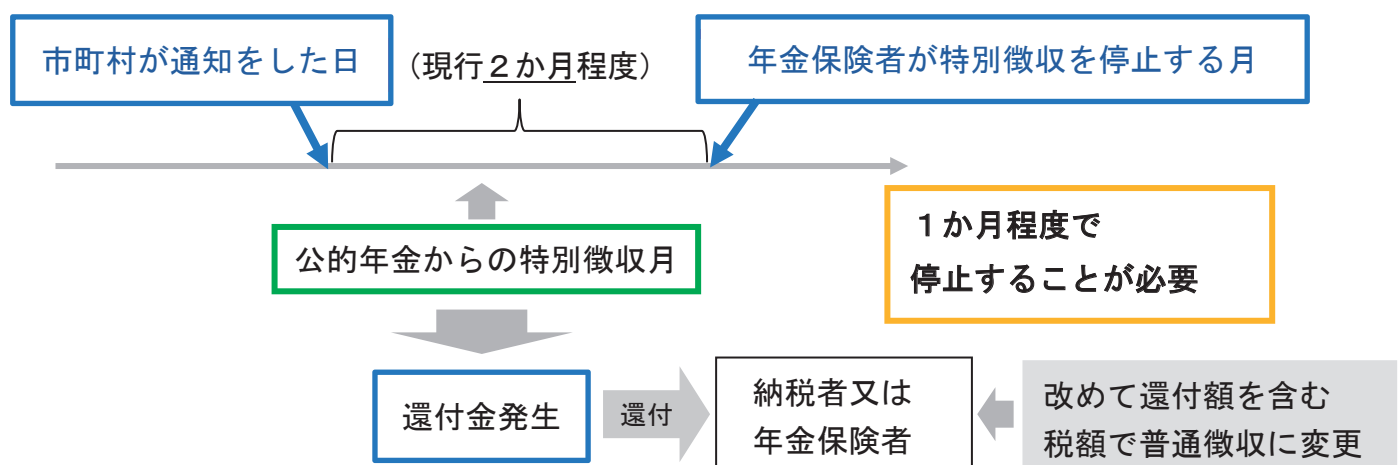
3

年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者について、年金保険者は市町村が通知をしてから1か月程度で特別徴収を停止すること。

### <現状と理由>

年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者については、市町村が年金保険者にその旨を通知してから、年金保険者が特別徴収を停止するまで2か月程度を要している。

そのため、停止までの期間に公的年金の支払月が到来し、本来徴収すべきでない税額が特別徴収される。これにより、納税者又は年金保険者に対して多くの還付が生じ、改めて還付額を含む税額を納税者から普通徴収により徴収することになるため、納税の利便性が損なわれ、納税者の理解を得られにくい状況が生じている。



## 納税者の死亡によって生ずる過誤納金に係る市町村宛て情報提供の拡充

### 4

全ての年金保険者は、納税者の死亡によって生ずる過誤納金（返納不要）について、「個人住民税額返納金内訳書」等に未支給年金請求者に係る情報を付して市町村へ提供すること。

#### <現状と理由>

納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、特別徴収の対象となった公的年金が過払年金か未支給年金かによって年金保険者への還付の要否が決まるが、返納不要の返納情報（日本年金機構の場合は、「個人住民税額返納金内訳書（個人別一覧表）（返納不要者分）」による。）に還付先となる遺族（未支給年金請求者）に関する情報が含まれていないため、市町村が独自に遺族の調査を行わざるを得ず、還付手続きが迅速に行えない。

## 1年以上経過した過誤納金に係る年金保険者への還付

### 5

1年以上経過してもなお返納情報の提供がなく、年金保険者又は遺族への還付が確定しない過誤納金について、市町村は、いったん全て年金保険者へ還付する取扱いとし、その後の手続きは年金保険者と遺族で行うこと。

#### <現状と理由>

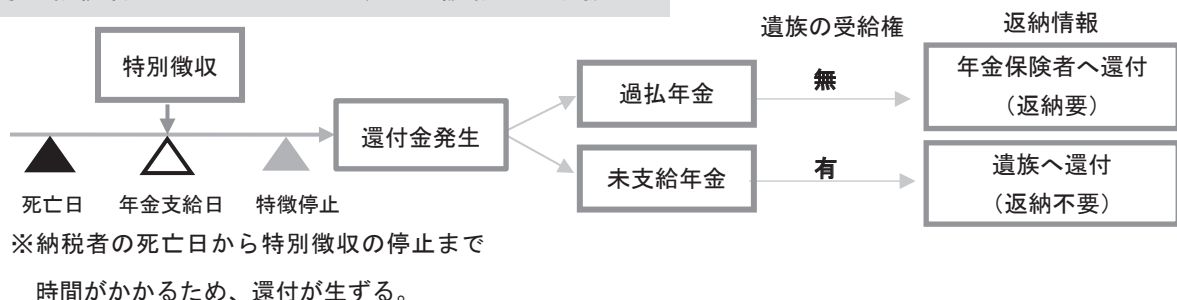
納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納情報（返納不要の情報を含む。以下同じ。）の提供を待って年金保険者又は納税者の遺族への還付手続きを行っているが、返納情報の提供がなされず、長期間還付が保留となっているものが存在している。

市町村において、これらの過誤納金を管理することは次の点で妥当性を欠いている。

ア 還付未済としてこれらの過誤納金を管理しなければならず、還付事務に支障が生じている。

イ 還付通知ができず、還付未済のまま時効を迎えるものが発生する恐れがあり、歳入管理上適正ではない。

#### 参考：納税者の死亡によって生ずる過誤納金の取扱い



# 14 地方税制に関する指定都市の意見の反映

## 地方税制に関する指定都市の意見の反映

- 1 「国と地方の協議の場」にて、指定都市から地方税制に関して直接意見を聴取する場を設け、その意見を十分に反映させること。

### <現状と理由>

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場への参加を認められていない。

しかし、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するためには、最も自立した基礎自治体であり、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の意見が重要である。

## 税務システムの改修への適切な配慮

- 2 税務システムの改修が必要となる税制改正を行うに当たっては、改修に要する期間を十分に確保するなど万全な措置を講ずること。

### <現状と理由>

制度の根幹にかかわる見直し等に対して、地方自治体やシステムベンダー等が、短期間で迅速かつ的確に対応することは体制的に困難である。特に、令和6年度に講じられた定額減税に伴い、地方自治体は非常に短い期間でシステム改修をする必要が生じ、ベンダーとのスケジュール調整やテストの実施などが大きな負担となった。

また、国の施策により大規模なシステム改修が必要となる場合は、地方自治体が負担する経費について、国において財政措置を講ずるべきである。

## 税制改正に伴う地方税法の改正時期

- 3 税条例の改正に係る地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分に確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

### <現状と理由>

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであるが、改正地方税法の可決日から施行日までの期間が短く、専決処分や臨時会で対応せざるを得ず、住民の意思を代表する地方議会での審議時間や住民への周知期間が十分確保できない。

### 地方税法の改正時期等

|     | 令和2年度<br>(法律第5号) | 令和3年度<br>(法律第7号) | 令和4年度<br>(法律第1号) | 令和5年度<br>(法律第1号) | 令和6年度<br>(法律第4号) | 令和7年度<br>(法律第7号) | 令和8年度<br>(法律第2号) |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 可決日 | 3月27日            | 3月26日            | 3月22日            | 3月28日            | 3月28日            | 3月31日            | 3月31日            |
| 公布日 | 3月31日            | 3月31日            | 3月31日            | 3月31日            | 3月30日            | 3月31日            | 3月31日            |
| 施行日 | 4月1日             | 4月1日             | 4月1日             | 4月1日             | 4月1日             | 4月1日             | 4月1日             |

注) 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載

# 15 税務システムの標準化への対応

## 指定都市等の実情に応じた取組の推進

**1** 税務システムの標準化に当たっては、早期かつ十分な情報提供を行うとともに、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映して取組を進めるほか、業務プロセスの統一・標準化についても並行して行うこと。

また、早期に導入され、複雑化・大規模化したシステムを有する指定都市の実情を踏まえ、必要経費全額を確実に補助すること。

### <現状と理由>

早くから税務事務のシステム化を進めてきた多くの指定都市は、累次の改修を重ね、複雑化・大規模化した独自の税務システムを有しており、一般の地方自治体と比較してシステムの再構築・移行の難易度が高く、多くの時間や費用、人員を要する状況にある。

そうした状況を踏まえ、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げる目標を達成し、地方自治体の人的・財政的負担の軽減や新たなサービスの迅速な展開に資するものとなるよう、国が主導的な役割を果たすべきである。

また、特定移行支援システムを含む全てのシステムの移行完了までの経費及び標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業に係る経費全額を国費により措置すべきである。

さらに、全ての指定都市が特定移行支援システムを抱えている状況を踏まえ、制度改正や標準仕様書の改正を実施する場合には対応にかかる作業期間を十分に確保するなど特定移行支援システムにも十分配慮するとともに、標準仕様書の改版に伴うシステム改修費等についても国費により措置すべきである。

## 「ガバメントクラウド」への移行に係る財政措置

2 「ガバメントクラウド」の運用等に当たっては、国の責任において確実かつ安定的に稼働し、セキュリティを十分に確保すること。

また、「ガバメントクラウド」への移行経費について全額補助を行うとともに、「ガバメントクラウド」利用料を含む運用経費についても、地方自治体のコスト削減につながるよう、必要な措置を講ずること。

### <現状と理由>

指定都市をはじめとする地方自治体の税務システムは、膨大な個人情報の処理・管理を行っていることから、「ガバメントクラウド」の運用等に当たっては、安定的な稼働とセキュリティの確保が大前提である。

また、「ガバメントクラウド」の目的の一つはコスト削減であるところ、指定都市規模の自治体においては移行や運用に特に多額の経費を要することから、住民がその効果を享受できるよう、国において必要な措置が講じられる必要がある。

# 16 地方税務手続のデジタル化の推進

## 地方税務手続のデジタル化の推進

1

地方税務手続のデジタル化については、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させた上で、優先順位等を設けて計画的に取組を進めるとともに、大半の指定都市が税務システム標準化の移行途上にある現状を踏まえ、実情に応じて運用を開始できるよう配慮すること。

また、必要経費については十分な財政支援を行うこと。

### <現状と理由>

納税者の利便性向上や事業者及び地方自治体の事務負担軽減のため、地方税務手続のデジタル化を進める必要があるが、e L T A Xやマイナポータルの活用に当たっては、大半の指定都市が税務システム標準化の移行途上にある現状を踏まえ、地方自治体におけるシステム改修や事務負担に配慮し、税務システム標準化との二重投資を生じさせることのないよう、財政措置を含め計画的に進められる必要がある。

## 行政機関相互の情報連携の促進

e L T A Xやマイナポータル、マイナンバーの利活用等を通じて、国税当局や地方団体間、他の行政機関等との情報連携を促進すること。

2 併せて、各種証明書などの地方税関係通知等を電子的に送付する仕組みの検討に当たっては、行政機関等への課税・納税データの提供を更に拡大し、他の行政手続において税証明書を不要とする仕組みについても検討すること。

また、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置対象者に関する情報を市町村間で共有する仕組みについて、標準化後の税務システムとの連携のあり方等も含め検討すること。

### <現状と理由>

マイナポータルやマイナンバー等の利活用による情報連携の促進は、地方税務手続の効率化やDXを推進する上で重要である。

指定都市をはじめとする地方自治体は、窓口での証明書発行業務や収納業務などに多くの人員や設備を投入している現状にあることから、地方税関係通知等の電子化を進めるに当たっては、行政機関相互のバックオフィス連携や、後続手続での通知情報の活用など、こうした業務の削減・効率化に資する方策についても併せて検討すべきである。

また、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置対象者に関する情報については、税証明書の交付や税務関係通知の送達により、住所が漏洩するリスクがあることから、十分な情報漏洩防止措置を講じつつ、市町村間で情報を即時に連携する仕組みを構築すること等により、リスクの低減に取り組む必要がある。

# 17 地域決定型地方税制特例措置の整理合理化

## わがまち特例の整理合理化

- 1 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）については、その政策効果や措置自体の必要性を十分検証した上で、特に必要とされる場合にのみ導入を図るとともに、効果が乏しい既存の特例措置については、廃止等の検討を行うこと。

### <現状と理由>

わがまち特例は、地方自治体の裁量が広がるものであるが、分権型社会の推進の観点からは、国が地方の税収を一方的に減収させる税負担軽減措置等の廃止を行うことが原則である。

## わがまち特例の導入等に関する意見聴取及び情報提供

- 2 わがまち特例の導入や見直しを行う場合には、その内容を示した上で、事前に指定都市を含めた地方自治体の意見を聴取すること。

また、わがまち特例の対象や特例割合の選定理由等について十分な情報提供を行うこと。

### <現状と理由>

わがまち特例は地方自治体の自主性・自立性を高めることを主眼としているにもかかわらず、これまでにわがまち特例の対象とされた項目については、地方自治体への事前の意見聴取が十分に行われておらず、対象や特例割合の選定理由等も不明確である。

# 18 評価基準改正告示時期の早期化

再建築費評点基準表については、評価替え前年度の４月には改正の告示をすること。

また、再建築費評点補正率及び経年減点補正率基準表についても、評価替え前年度の９月には改正の告示をすること。

さらに、評価基準の改正に先立って、できるだけ早く改正案を市町村に提示すること。

## <現状と理由>

令和９基準年度の再建築費評点基準表の改正の告示が６月になされたが、新增築家屋に係る調査事務及び評価事務を行うのに十分な時間を確保するため、評価替え前年度の４月には改正の告示がなされるとともに、具体的な運用指針についても同時期に示される必要がある。

また、再建築費評点補正率及び経年減点補正率については、主に既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税収見込みの算定事務に重要なものである。

令和９基準年度においては１１月に改正の告示がなされる予定であるが、それまでの間は案として提示された状態で見込額を計算せざるを得ない。仮に補正率の変更があった場合は各都市の財政運営にも大きな影響が生ずるおそれがある。

# 19 家屋の評価方法の簡素化

納税者の理解しやすさや評価事務の効率化を図る観点から、現行の再建築価格方式については抜本的に見直すこととし、見直しが実現するまでの間は確実に簡素化を図ること。

また、見直し及び簡素化に当たっては指定都市を含めた地方自治体の意見を取り入れること。

## <現状と理由>

現行の再建築価格方式による評価方法は、「適正な時価」を求める上では優れているものの、その複雑さから納税者の理解を得にくく、また、地方自治体にとっても再建築費評点数を求める過程が非常に煩雑であるため評価事務に多くの時間やコストを要している。

令和9基準年度においても、一定の簡素化は図られるものの、十分とは言えない。地方自治体は納税者への説明責任を果たすことが求められることから、納税者にとっても理解しやすい制度であることが望ましく、また、事務の効率化は、地方自治体が行政改革の一環として重点的に取り組んでいくべき課題であるため、現行の再建築価格方式を抜本的に見直す必要がある。

しかしながら、評価方法の見直しに当たっては、再建築価格方式の抜本的見直しには時間を要することや、在来分家屋への影響も懸念されることから、当面は、補正係数の決定に当たって疑義が生じやすい木造部分別「構造部」等の補正項目「平面の形状等」の判断基準や、使用資材が多様化し評点付設に当たって疑義が生じやすい評点項目「断熱材」の想定資材の明確化を図るなど、引き続き、評価方法の一層の簡素化を図る必要がある。

## 20 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化

経年減点補正率及び損耗減点補正率において、近年特に疑義が生じていることから、その具体的な適用方法について早急に整理し、その考え方も含め提示すること。

さらに、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討すること。

### <現状と理由>

固定資産評価基準における経年減点補正率基準表においては、木造9種類・非木造10種類の中で、全ての用途及び構造に適合する経年減点補正率を決定しなければならないため、従来からその適用に当たって困難な部分も存在していたところであるが、近年、特に百貨店と店舗などに、いずれの用途・構造の補正率を適用すべきかについて納税者から詳細な説明を求められる事案が増加している。そのため、具体的な適用方法を早急に整理し、その考え方も含め提示される必要がある。これにより、地方自治体間での取扱いの均一化に繋がり、複数の地方自治体にまたがって固定資産を所有する納税者の理解が得られやすいものとなる。

また、固定資産評価基準における部分別損耗減点補正率基準表においても、部分別の損傷（腐朽）により減じた価額の割合に応じて、損耗残価率を適用することとされているが、減じた価額の割合は認定が困難であることから、現行別表第10が科学的・合理的な根拠に基づく適正なものとなっているか検証するとともに、具体的な適用方法についても整理して提示される必要がある。

さらに、現行の経年減点補正率と減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令との関係や総務省において行われている家屋の現存棟数及び除却棟数に係る調査等の結果も踏まえて、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討する必要がある。

# ○経年減点補正率及び損耗減点補正率適用上の問題点

別紙

## 1. 経年減点補正率適用上の問題点

### (1) 用途による判定の困難性

|   | 一般的名称                                                          | 想定される評価基準上の用途（注）                                    | 問題点等                                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 百貨店、大規模店舗                                                      | (3) 店舗<br>(4) 百貨店                                   | ・百貨店と店舗を分ける明確な基準がない<br>・登記錯誤として建築当初からの用途変更への対応                                                  |
| ② | 映画館、博物館等                                                       | (3) 店舗<br>(4) 劇場                                    | ・複合ビルのシネコンなど、従来に比較して規模が小さく天井高の低いものも劇場として適用できるか                                                  |
| ③ | 学習塾                                                            | (1) 事務所<br>(3) 店舗                                   | ・店舗の転居により内装を変更せずに学習塾とした場合など、建物に変動がなく、用途のみ変わった場合の対応                                              |
| ④ | パチンコ店、ボウリング場、ゴルフ練習場、ゲームセンター、場外馬券売場、卓球場、競馬場、野球場、体育館、ビリヤード場、弓道場等 | (3) 店舗<br>(4) 娯楽場<br>(8) 倉庫                         | ・特殊な用途の場合の判定が困難                                                                                 |
| ⑤ | ゴルフ場のレストハウス、クラブハウス                                             | (1) 事務所<br>(3) 店舗<br>(5) ホテル                        | ・ホテルのラウンジに類似するが、規模が小さいなど通常の店舗等と異なり、不特定多数の利用者を対象としていない上、レストハウス、クラブハウス単独で用途性を満たしているわけではないため、判定が困難 |
| ⑥ | 複合ビル                                                           | (1) 事務所<br>(2) 住宅<br>(3) 店舗<br>(4) 百貨店、劇場<br>(8) 車庫 | ・各種の用途が混在する大規模な再開発ビルの判定<br>・冷凍（冷蔵）倉庫と一般倉庫、事務所などが混在する場合の判定                                       |
| ⑦ | 大規模な駐車場が併設された施設                                                | (8) 車庫<br>(施設の目的とされる用途)                             | ・パチンコ店に併設する駐車場の方が、床面積が大きい場合などの判定                                                                |
| ⑧ | 用途変更に伴う判定                                                      | (全般)                                                | ・当初から現在に至る変更内容をいかに反映させられるか<br>・用途変更の場合の事務取扱について提示が必要                                            |
| ⑨ | 公衆浴場                                                           | (3) 店舗<br>(4) 娯楽場<br>(7) 公衆浴場                       | ・健康ランドやスーパー銭湯のようなものの多くは店舗（食堂等）と併設され判定が困難                                                        |

注 「想定される評価基準上の用途」の欄における各用途に付された数字は、固定資産評価基準の「別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表」の各用途の番号を表す。

## (2) 構造による判定の困難性

|   | 内容               | 判定が困難となる点                     | 対応等                                                                               |
|---|------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① | C F T 構造         | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の区別 | 国交省告示、訴訟等への配慮が必要                                                                  |
| ② | 軽量鉄骨造（特にプレハブ住宅）  | 軸組の厚さ                         | 現場調査や業者照会などによっても判明しないことから、登記区分に合せた区分（鉄骨と軽量鉄骨）への変更と、実際の耐用年数からみた場合に極端に短い耐用年数の見直しが必要 |
| ③ | 階層や棟に複数の構造を有するもの | 主たる構造                         | 建物図面があっても、面積のみによる判定は難しく、登記簿の表示内容のみにとられない、分かり易い判定方法が必要                             |

## (3) その他

- ① 現実の耐用年数を調査（「家屋年齢」「除却まで期間」など）するなどの方法による、現行の経年減点補正率基準表と現実との乖離の有無の調査研究要望
- ② 改築・増築時における経年減点補正率基準表の具体的な適用方法の提示要望
- ③ 階層数や床面積の大幅な差異からくる経年減点補正率基準表の適用に対する研究要望

## 2. 損耗減点補正率適用上の問題点

|   | 内容                                | 判定が困難となる点                                 | 対応等                                 |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------|
| ① | 固定資産評価基準別表第10の検証                  | 適用方法や判定方法が不明瞭であり、簡易すぎる                    | 現状の使用実態の調査が必要                       |
| ② | 固定資産評価基準別表第10を適用できる場合の適用方法        | 損耗表を適用するケースをあらかじめ定めているか否かが不明確             | 画一的な調査基準が必要                         |
| ③ | 年1回の再調査                           | 毎年、損耗内容の確認を行うことは必要か否かが不明確                 | 他の家屋と同様に異動を察知しない限りは、外観判定を原則とすることが必要 |
| ④ | 大規模災害時における大量一括適用の方法（総務省通知による簡易評価） | 中規模半壊等の新設された被害の程度区分に対応する損耗残価率の目安が不明確      | 現行の罹災証明書の記載事項に対応した損耗残価率の目安が必要       |
|   |                                   | 罹災証明書に通常記載されない液状化による傾斜の有無により、損耗残価率の目安が異なる |                                     |

